

鳥獣被害防止対策の推進を求める意見書（案）

イノシシやニホンザルなどの有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより平野部においても拡大するなど、全国各地で深刻化している。

このため、地方自治体は、侵入防止施設の整備や有害鳥獣捕獲に取り組んでいるところであり、こうした対策の充実・強化は重要であるが、それだけでは限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっている。

このような中、平成26年の法改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業が創設され、指定管理鳥獣にニホンジカとイノシシが指定されたことで都道府県が主体となって捕獲を行うことが可能となったが、ニホンザルを指定管理鳥獣に追加することで、事業の効果の拡大を図る必要がある。

また、市街地における人身被害も全国的に問題となっていることから、人身被害防止を目的とした侵入防止施設の整備、市街地に出没した個体や市街地周辺に生息する個体を捕獲するために必要な資機材の購入等に対する補助制度を創設するなど、新たな支援が必要である。

よって、国におかれては、鳥獣による被害防止対策を推進するため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。
特に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲奨励金について、重点的に予算を確保すること。
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、その対象となる指定管理鳥獣にニホンザルを追加し、事業の拡充を図ること。
- 3 市街地等に出没したイノシシなどの野生鳥獣による人身被害を防止するため、都道府県や市町村が行う市街地等での被害防止対策を支援する事業を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日